

南牧村特定環境保全公共下水道事業経営戦略

計画期間 2021（令和3）年度 ～ 2030（令和12）年度

2021（令和3）年3月
南牧村 産業建設課 環境衛生係

目 次

1.	事業概要	2
(1)	事業の現況	2
(2)	民間活力の活用等	3
(3)	経営比較分析表を活用した現状分析	4
2.	将来の事業環境	13
(1)	処理区域内人口の予測	13
(2)	污水处理需要の予測	13
(3)	使用料収入の見通し	14
(4)	施設の見通し	14
(5)	組織の見通し	16
3.	経営の基本方針	17
(1)	基本方針	17
(2)	効率化・経営健全化のための取り組み方針	17
4.	投資・財政計画（収支計画）	18
(1)	投資・財政計画（収支計画）	18
(2)	投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	18
(3)	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	20
5.	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	21
別紙	様式第2号 投資・財政計画（収支計画）	22
別紙	経営比較分析表	24

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

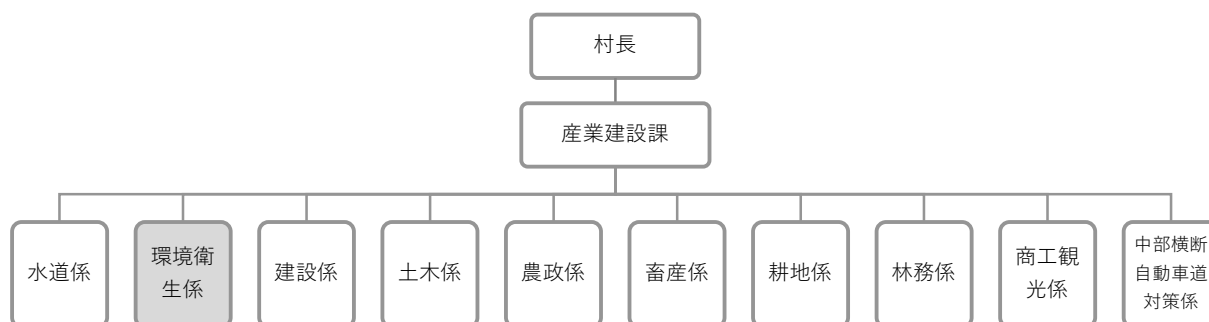
供用開始年度（供用開始後年数）	平成 6 年度（供用開始後 27 年）海尻処理区 平成 9 年度（供用開始後 24 年）野辺山処理区
法適（全部適用・一部適用）・非適の区分	非適 ※令和 5 年 4 月 1 日法適（一部適用）を予定
処理区域内人口密度	15.2 人/ha
流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	2 処理区 （海尻処理区、野辺山処理区）
処理場数	2 処理場 （海尻浄化センター、野辺山浄化センター）
広域化・共同化・最適化実施状況	汚泥処理は南佐久環境衛生組合の浄化センターで 共同脱水処理を行っています。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金と従量料金の組み合わせによる料金体系を採用しています。		
	基本料金 (税抜 2 か月)	一般住宅	2,056 円
	従量料金	～30 m ³	184 円
		30～60 m ³	205 円
		60 m ³ 以上	236 円
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金と従量料金の組み合わせによる料金体系を採用しています。		
	基本料金 (税抜 2 か月)	収容人員 30 人未満	3,084 円
		収容人員 30 人以上	4,112 円
	従量料金	～30 m ³	184 円
		30～60 m ³	205 円
		60 m ³ 以上	236 円
その他の使用料体系の概要・考え方	その他の料金体系はありません。		
条例上の使用料（20 m ³ あたり）	平成 29 年度	5,324 円	
※一般家庭における 20 m ³ あたりの使用料（税抜）	平成 30 年度	5,324 円	
	令和 元年度	5,736 円	
実質的な使用料（20 m ³ あたり）	平成 29 年度	4,022 円	
※ $\frac{\text{使用料収入の合計}}{\text{総有収水量}} \times 20 \text{ m}^3$	平成 30 年度	3,991 円	
	令和 元年度	3,815 円	

③ 組織

特定環境公共下水道事業は、産業建設課環境衛生係が所管しています。



④ 職員数

産業建設課の職員は11名で、うち1名は特定環境保全公共下水道事業を含む下水道業務を、1名は水道業務を主に担当しています。料金計算や債権管理は上下水道でシステムを共用するなど業務の重複をなくして効率化を図っているほか、その他の業務も相互に兼務することで人件費の抑制をしています。

(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

ア 民間委託（包括的民間委託を含む）

- ・ 終末処理場の運転管理
- ・ マンホールポンプの維持管理業務
- ・ 汚泥処理業務

イ 指定管理者制度

実績はありません。

ウ PPP・PFI

実績はありません。

② 資産活用の状況

ア エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

実績はありません。

イ 土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

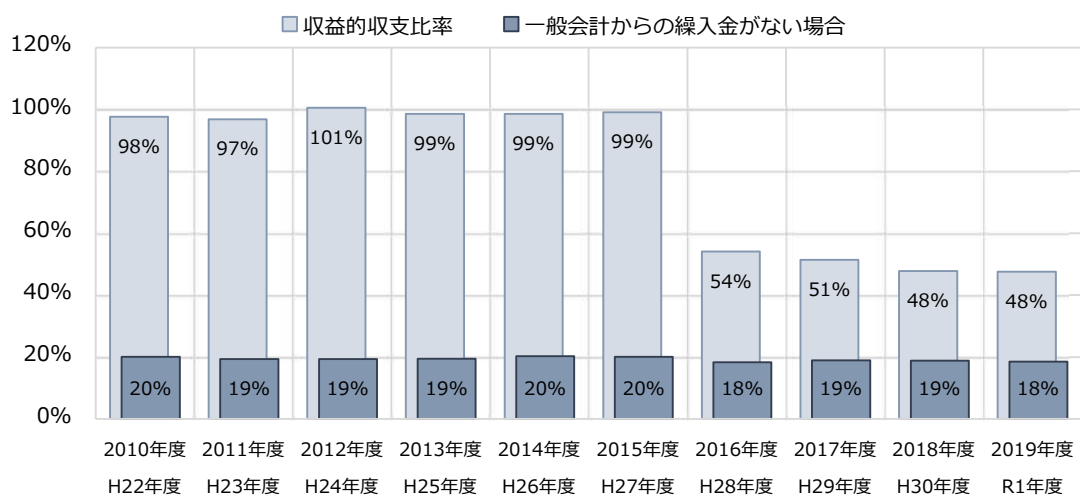
未利用土地や未利用の施設はありません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は、末尾別紙参照

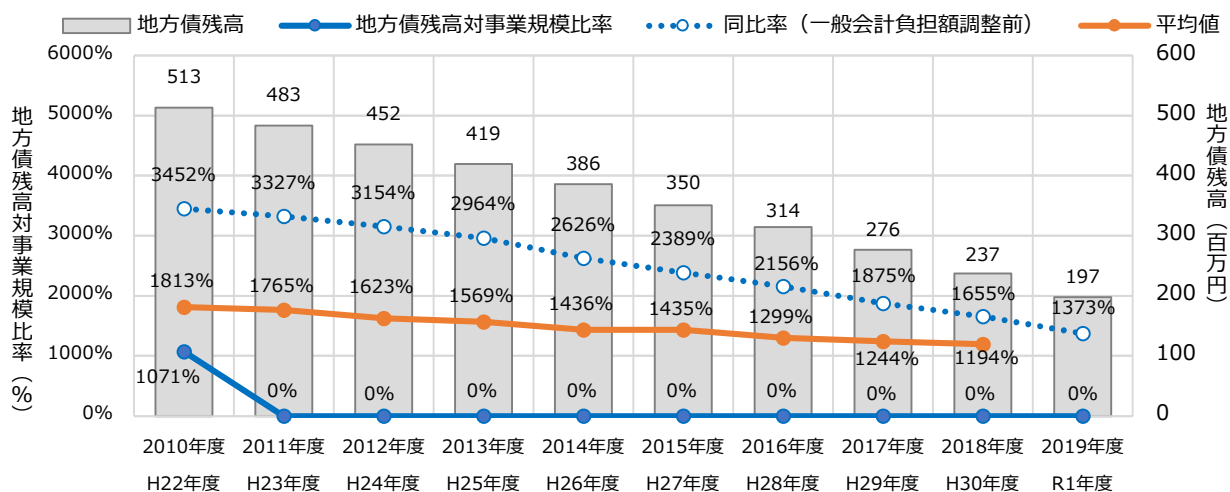
① 収益的収支比率について

算 定 式：	「総収益÷（総費用＋地方債償還金）×100」
指標の説明：	当該指標は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益によって総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上となっていれば単年度の収支が黒字であることを示しています。
実績の説明：	平成 28 年度以降は 50%程度で推移しており収益的収支は支出超過（赤字）になっています。一般会計からの繰入金がなかった場合の収益的収支比率は 20%程度です。これは事業運営に必要な費用のうち、使用料収入等の自主財源で賄えているのは 20%程度ということになります。



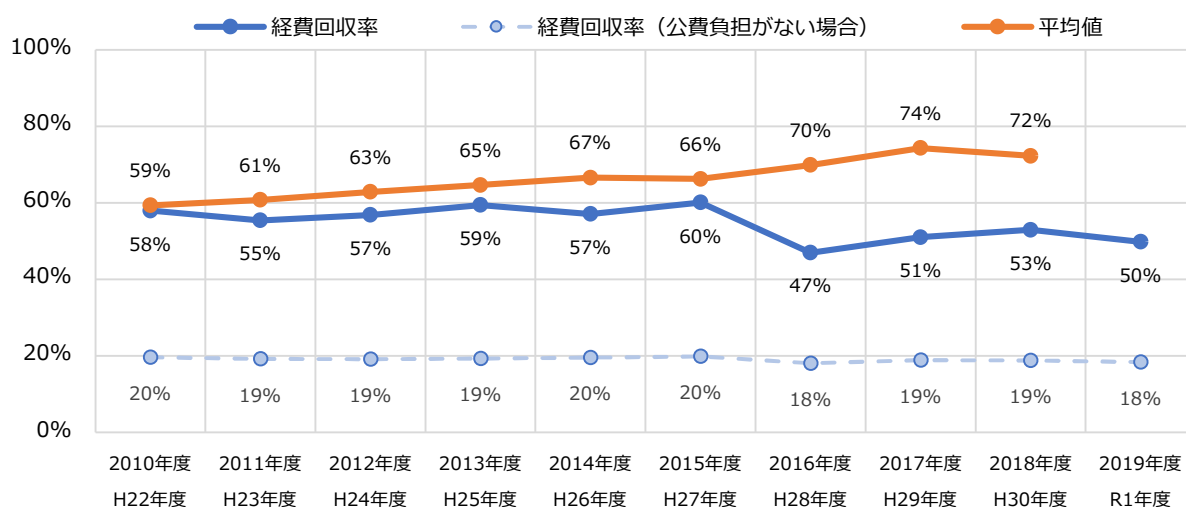
② 地方債残高対事業規模比率について

算 定 式：	「地方債残高(一般会計負担額控除後)÷営業収益(受託工事収益控除後)×100」
指標の説明：	当該比率は、料金収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。一般的な数値基準はありませんが、財政的には低い方が望ましい指標です。
実績の説明：	平成 23 年度以降 0（ゼロ）%となっていますが、これは地方債残高のすべてを一般会計が負担することになっているためです。仮に一般会計の負担がなかった場合は 1,373%（約 14 倍）です。



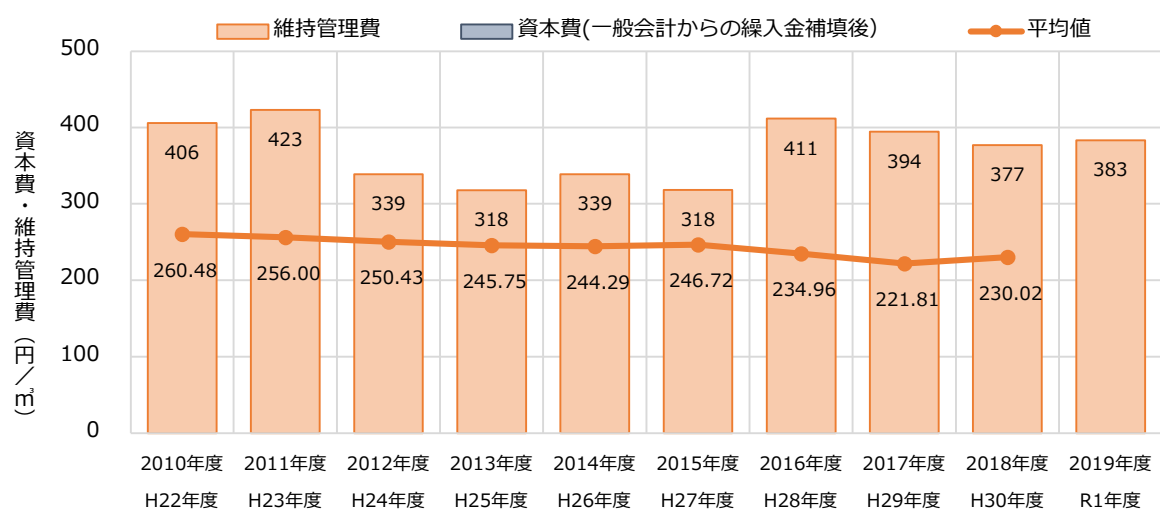
③ 経費回収率について

算 定 式：	「下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分除く）×100」
指標の説明：	当該指標は、汚水処理に要した費用を、どの程度下水使用料で賄えているかを表した指標です。100%以上であれば汚水処理に係る費用を使用料で回収できている状況を示しています。但し、公費で負担している費用部分は指標に反映されません。
実績の説明：	50%程度で推移しています。100%以下で推移していることから使用料収入で汚水処理原価を回収できていません。汚水処理原価のうち公費（一般会計繰入金※）で負担している部分を除いても使用料収入で回収できているのは50%程度です。 ※ 汚水処理原価の内、資本費については、使用料収入をもって充てることが適当でない経費や地域的条件等により能率的な経営を行ってもなお使用料収入等のみをもって賄うことが困難であると認められる額については、一般会計が負担することが認められています。 仮に公費負担がなくなれば、汚水処理原価のうち使用料収入で回収できているのは20%程度となります。独立採算制の原則のもとに使用料収入だけで汚水処理原価を回収しようとする使用料水準を現在の5倍程度にする必要があるということになります。



④ 汚水処理原価について

算 定 式：	「汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量」
指標の説明：	有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、財政的には低い方が望ましい指標です。
実績の説明：	類似規模団体の平均値より高い水準で推移しています。地理的要因等によって、構造上汚水処理費が高くなることもあるため、一概に類似規模団体との優劣は判断できませんが、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。なお、管渠や処理施設の建設に係る費用である資本費については0（ゼロ）円となっていますが、これは全額を一般会計が負担しているためです。

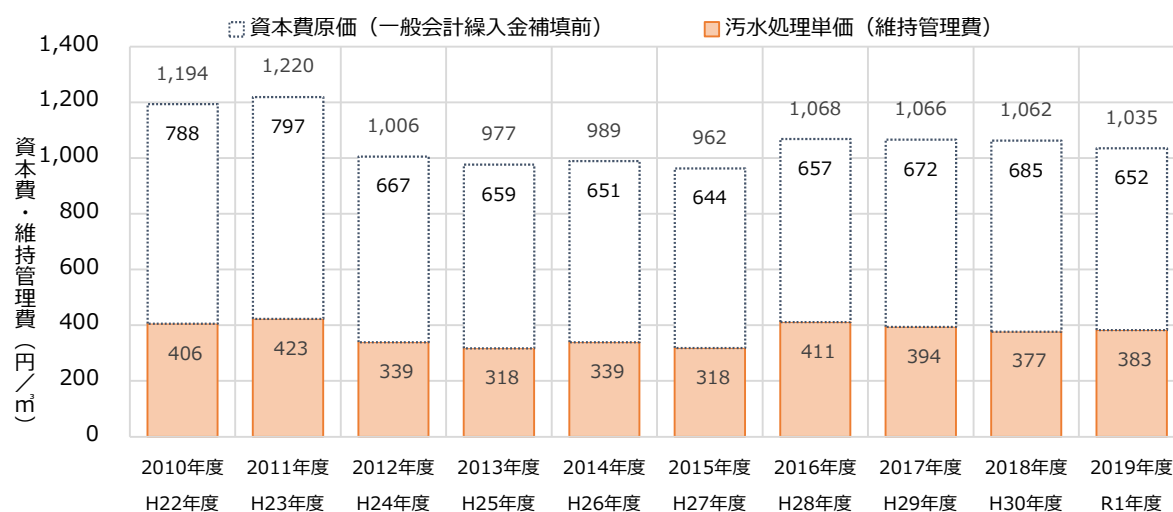


(参考) 一般会計繰入金の補填前の汚水処理原価

汚水処理原価の内、資本費については、使用料収入をもって充てることが適当でない経費や地域の条件等により能率的な経営を行ってもなお使用料収入等のみをもって賄うことが困難であると認められる額については、一般会計が負担することが認められています。

各指標における汚水処理原価は資本費のうち一般会計が負担した部分を除いた額であり、実際に支出した額による 1 m³あたりの汚水処理原価は以下のとおりです。

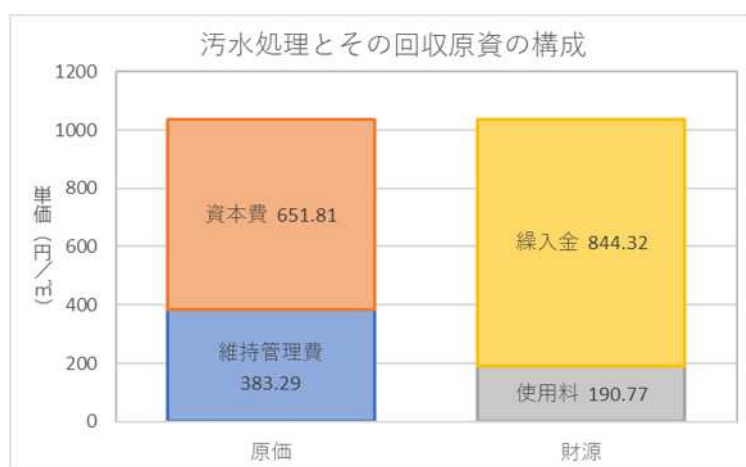
令和元（2019）年度の一般会計繰入金補填前の汚水処理原価は 1,035 円/m³であり、そのうち約 6 割程度が資本費です。資本費の全額が一般会計繰入金で補填されています。



令和元（2019）年度の汚水処理原価とその財源構成は下図のとおりです。使用料収入で回収できている原価は全体の約 20%で、維持管理費も全額は回収できていないことがわかります。

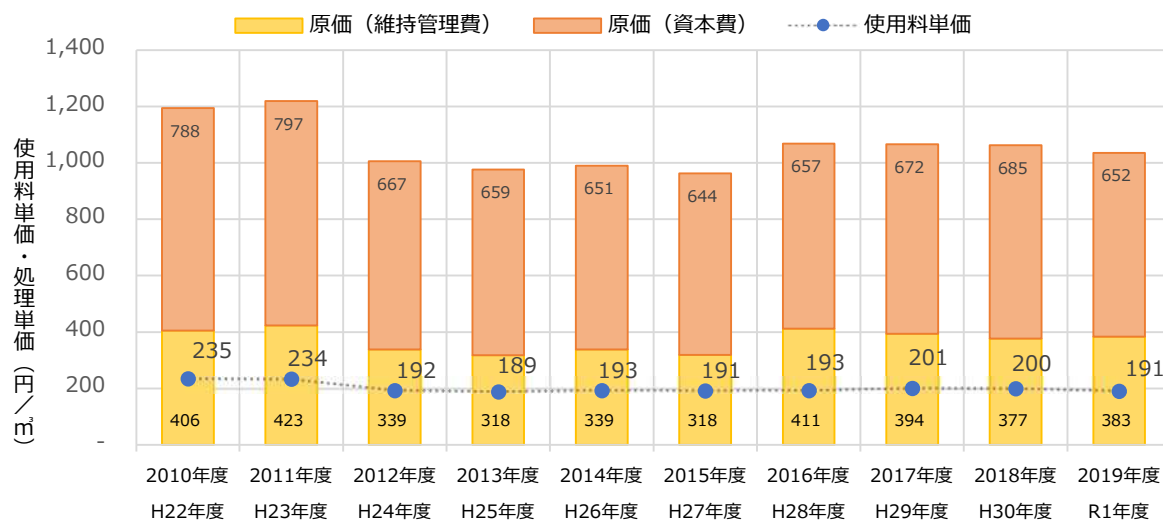
下水道事業においては、下水道が果たす環境等に対する公的便益を踏まえ、適正な使用料を徴収しても、なお使用料で賄うことができない汚水処理経費は、一般会計が負担すべき経費として一般会計からの繰入金についての基準が定められています。しかし、一般会計の財政事情によって、下水道事業の収支が左右されるようでは、健全で安定した経営は望めません。

可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収し、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があります。



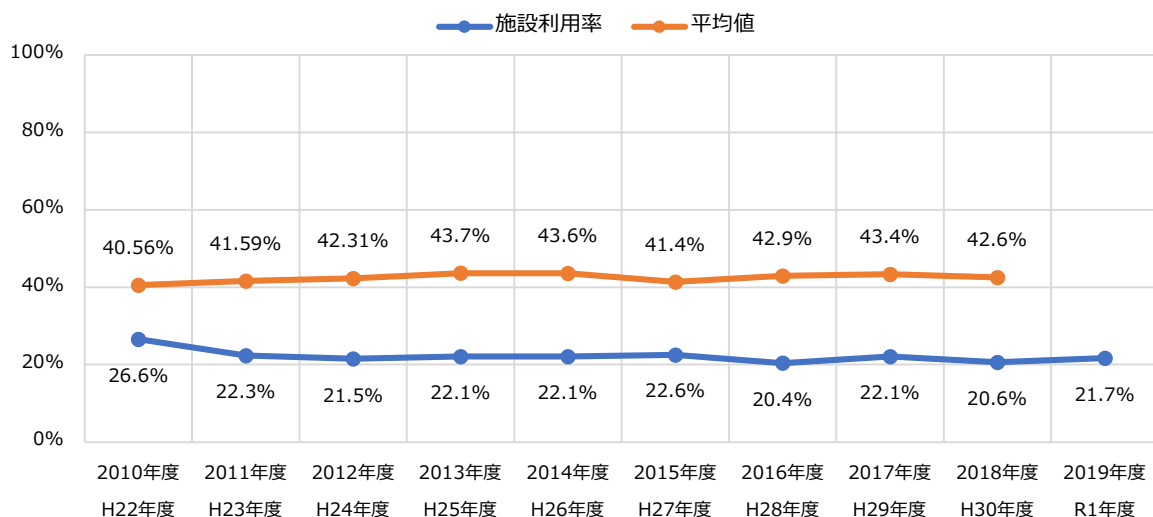
（参考）下水道使用料単価と汚水処理原価の推移

特定環境保全公共下水道事業の下水道使用料及び汚水処理原価の推移は以下のとおりです。



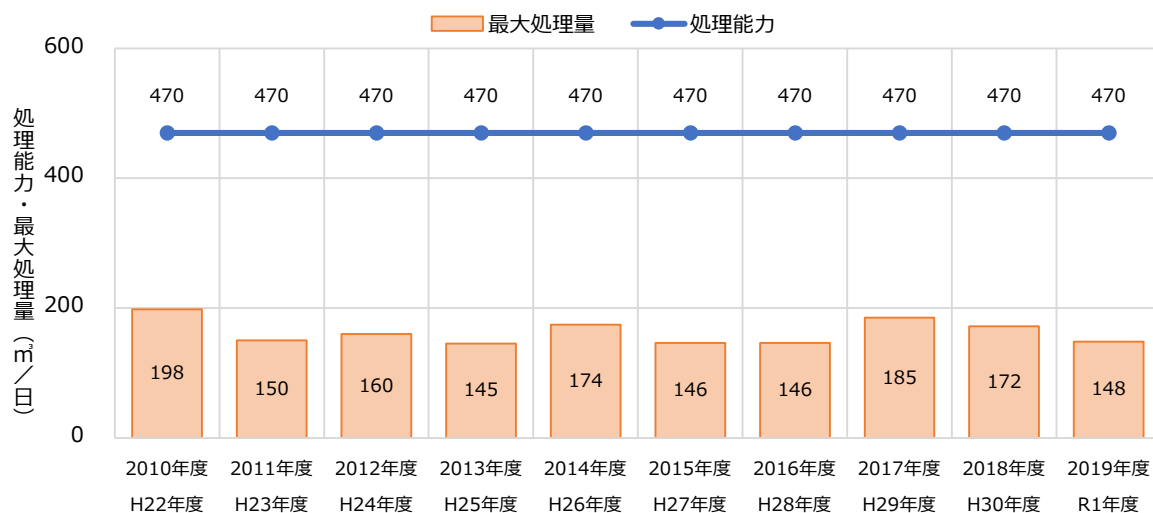
⑤ 施設利用率について

算 定 式：	「晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100」
指標の説明：	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望めます。
実績の説明：	特定環境保全公共下水道事業の施設利用率は 20%前後で平均値を下回っています。数値が低い場合には、季節によって処理量に大きな変動があり得るため、最大稼働率と併せて分析して適切な施設規模となっているか分析する必要があります。



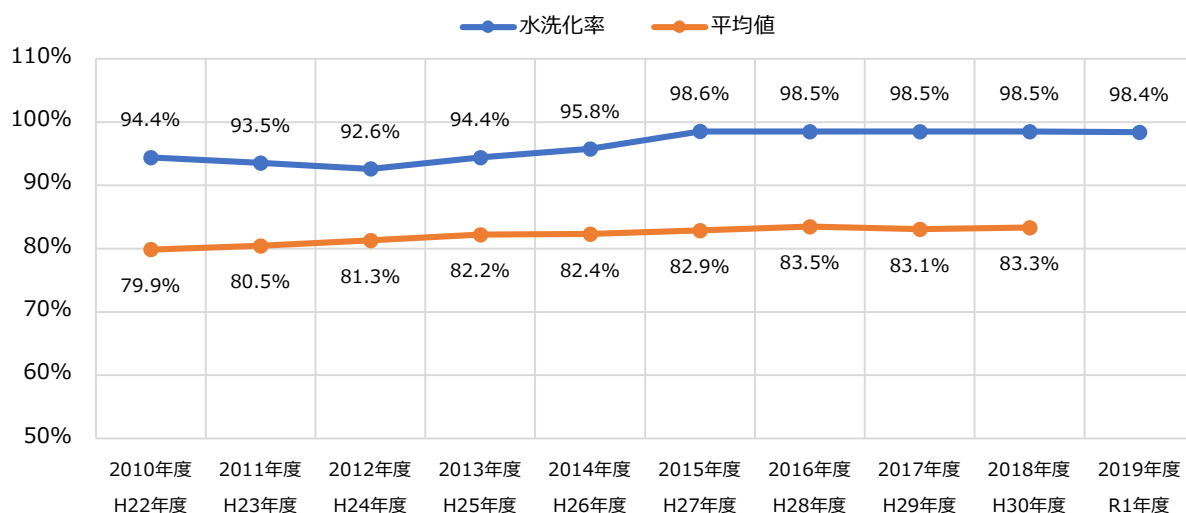
下表は処理能力と最大処理量を示したものです。

処理量が処理能力を下回る状態が続いています。遊休状態の設備はありませんが、施設の能力が過大となっている可能性がありますので、計画処理能力、施設の耐用年数等を踏まえ、必要に応じて、近隣施設（他団体の施設を含む。）との統廃合等を行い、適切な施設規模とする必要があります。将来の施設の更新時には、将来の処理水量の予測を踏まえて適正規模の施設とします。



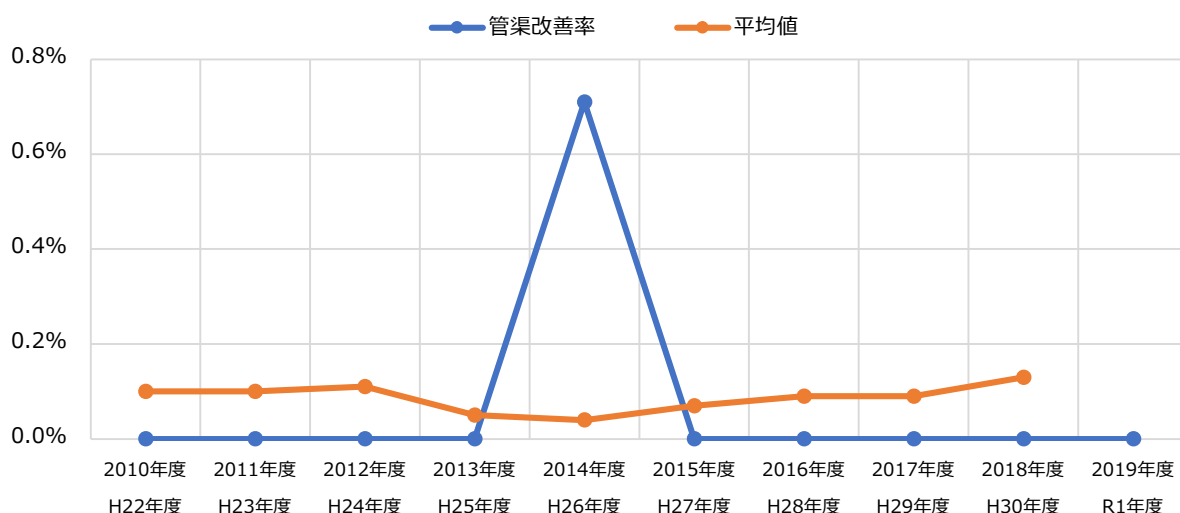
⑥ 水洗化率について

算 定 式：	「現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100」
指標の説明：	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましい指標です。
実績の説明：	特定環境保全公共下水道事業の水洗化率はほぼ 100%となっています。今後は費用対効果を勘案した上で水洗化率の向上に向けた取り組みが必要です。



⑦ 管渠改善率について

算 定 式：	「改善（更新・改良・修繕）管渠延長÷下水道布設延長×100」
指標の説明：	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる指標です。明確な数値基準はありませんが、数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、合理的な理由があることが必要です。
実績の説明：	平成 26 年度を除き 0（ゼロ）%となっています。これは、供用開始年が平成 6 年であり供用開始から 24 年経過していますが、管渠の法定耐用年数は 50 年であり、更新時期が到来した管渠がないためです。



⑧ 総括

•収益性や財務安定性の指標について

収益的収支比率や経費回収率は 100%を大きく下回っており汚水処理原価を料金収入で回収できておらず、一般会計からの繰入金があれば収支は赤字の状態にあります。

下水道事業に求められる独立採算制及び受益者負担の原則を前提とすれば、下水道事業を永続させるためには料金収入で安定的に黒字を維持できる収益構造を整えることが必要ですが、そのためには現状の料金水準から数倍の改定が必要になってしまいます。現実的な対応策としては、一般会計からの繰入金と料金収入のバランスを加味して収益的収支比率や料金回収率を改善することが求められます。

•施設の指標について

施設利用率が低い水準になっており施設の処理能力が過大になっている可能性があります。計画処理能力、施設の耐用年数等を踏まえ、必要に応じて、他団体の施設を含む近隣施設との統廃合等を行い、適切な施設規模を維持する必要があります。

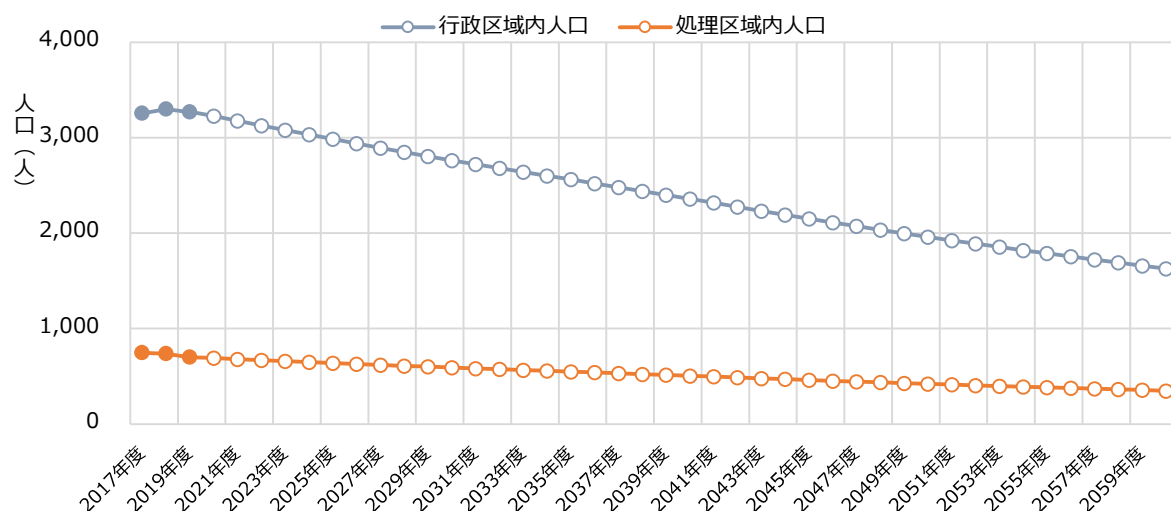
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所が公表している 2018 年度版人口推計（以下、「社人研推計」）と整合を図るように処理区域内人口の変動を予測しています。

南牧村の人口は、令和元（2019）年度末で 3,271 人です。社人研推計では、2020 年度に 3,184 人、2030 年度に 2,724 人、2040 年度では 2,328 人まで減少すると推計しています。

特定環境保全公共下水道事業の処理区域内人口も、社人研推計による人口の減少率と同率で減少すると想定しています。

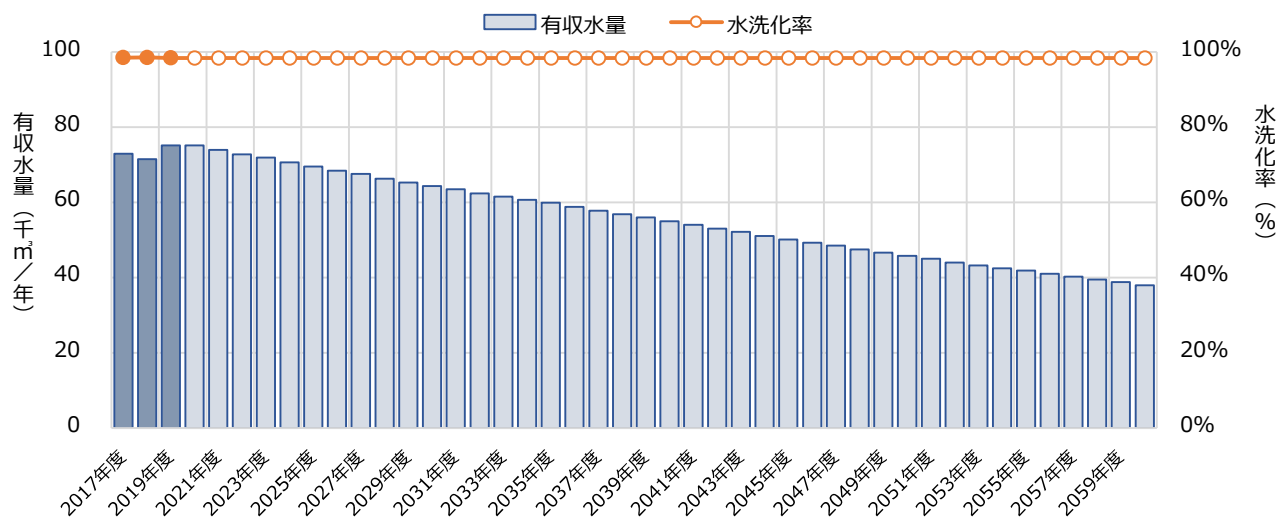


(2) 汚水処理需要の予測

有収水量の推計にあたっては、処理区域内人口の推計をもとに水洗化率、水洗便所設置済人口 1 人あたり有収水量などを使用して推計しました。

水洗化率は既に概ね 100% となっており将来も一定としています。一人当たり処理水量その他の指標も令和元（2019）年度の実績と同率で今後も推移するとしています。

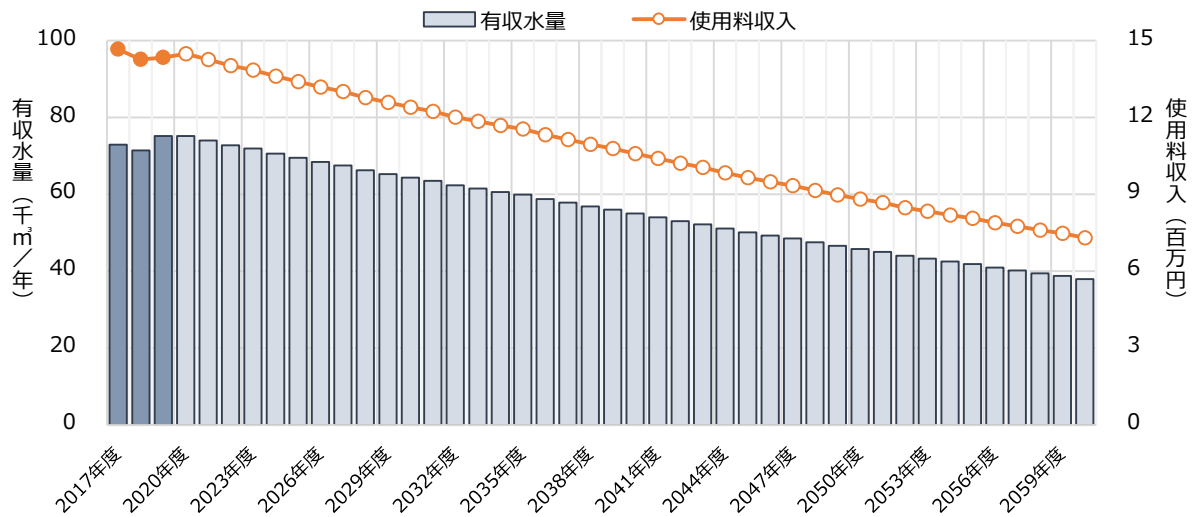
人口の減少に伴い、有収水量も減少が続くと想定をしています。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の予測は、有収水量の予測をベースに有収水量あたりの過去の平均使用料等を勘案して予測しています。

有収水量の減少に伴い使用料収入も減少を続けると想定しています。

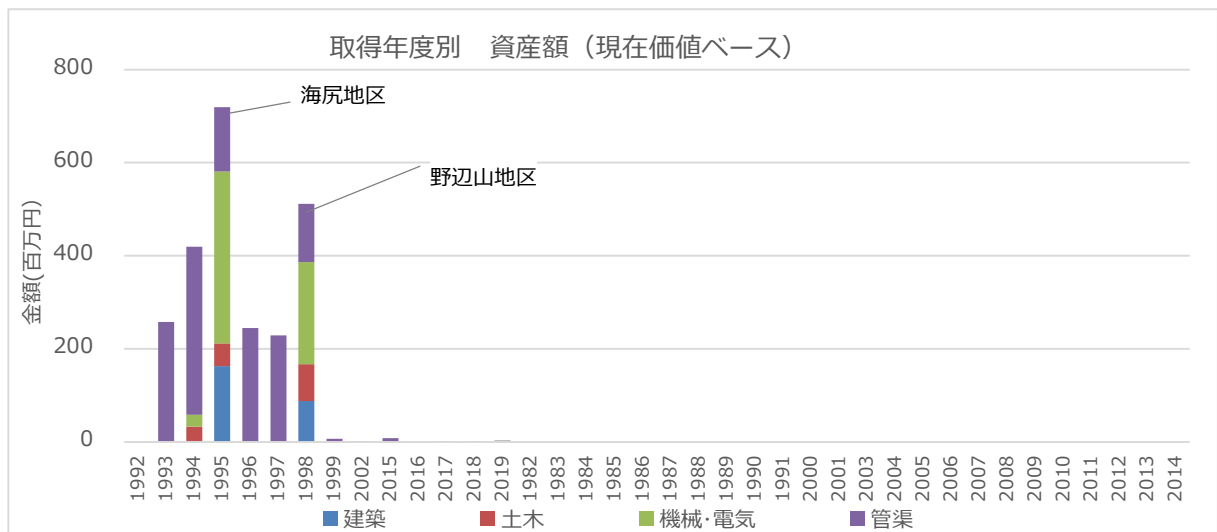


(4) 施設の見通し

南牧村の特定環境保全公共下水道は、北部の「海尻処理区」と、南部の「野辺山処理区」の2処理区に分かれており、処理区域の間は、直線距離で10km程度離れています。

海尻処理区は、平成3年度に事業着手し、海尻浄化センターが平成7年3月に供用開始しています。野辺山処理区は、平成6年度に事業着手し、野辺山浄化センターが平成10年3月に供用開始しています。下水道整備は両処理区ともに概ね完了しており、水洗化率もほぼ100%に達しています。

処理場・マンホールポンプ場・管路施設は建設後22～27年が経過しており、施設の中でも特に設備の多くが標準耐用年数を超過し経年劣化や機能低下が予測されている状況です。



投資の状況

令和元（2019）年度に実施されたストックマネジメント事業及び海尻浄化センター耐震診断事業の結果に基づいた更新投資を行います。事業費は令和7年度までに約4億8千万円の見込みです。

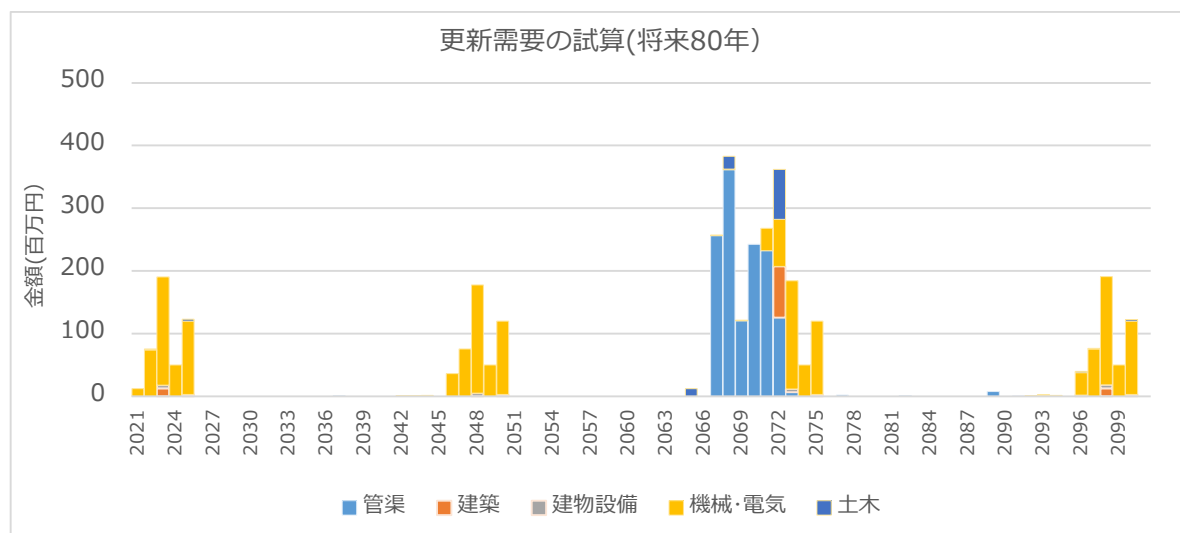
ストックマネジメント事業スケジュール

（単位：百万円）

対象名	事業区分	工種	設備名	作業項目	概算事業費	管理諸費、消費税 を見込んだ事業費	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	備考	
海尻 浄化セン ター	改築	建築	・共通	実施設計	14.0	17.0	17.0							
			・仕上げ		1.0	1.2			1.2			外装（床）_管理棟_外部_-		
			・建具		2.0	2.3			2.3			ドア_鋼製_管理棟_外部_補機室搬出入扉		
		建築機械	・空調・換気設備		0.9	1.1				1.1		送風機房FF_1F_管理棟_1F_事務室 給気ファン_SF_1F_管理棟_1F_廊下 排気ファン_EF_1F_管理棟_1F_補機室		
			・電気設備		2.6	3.0				3.0		屋外照明器具（一般型）_管理棟_1F_ポーチ 照明器具（法定点検型）_非常灯_管理棟_81F_ポンプ室 照明器具（法定点検型）_誘導灯_管理棟_81F_ポンプ室 照明器具（法定点検型）_非常灯_管理棟_1F_電気室_自家発電室 照明器具（法定点検型）_非常灯_管理棟_1F 照明器具（法定点検型）_誘導灯_管理棟_1F_電気室_自家発電室		
		建築電気	・消火災害防止設備		0.6	0.7					0.7	受信機_管理棟_1F_事務室 感知器_管理棟_81F_ポンプ室 感知器_管理棟_1F 感知器_管理棟_1F_電気室_自家発電室		
			機械	・スクリーンかす設備		19.0	21.9			6.6	15.4		スクリーン	
				・反応タンク設備		43.2	49.9			15.0	34.9		曝気機（2台）	
				・最終沈殿池設備		8.8	10.2			3.0	7.1		終沈汚水ポンプ（2台）	
				・汚泥濃縮設備		2.6	3.0			0.9	2.1		濃縮汚泥ポンプ	
				・汚泥貯留設備		1.2	1.4			0.4	1.0		汚泥貯留攪拌機	
		電気	・負荷設備		66.9	77.3			23.2	54.1		動力制御盤（1） 動力制御盤（2）		
			・監視制御設備		8.3	9.6			2.9	6.7		計装盤、非常通報装置、引込開閉器盤		
			・計測設備		2.8	3.2			1.0	2.3		放流流量計		
			小計				173.9	201.7	17.0	0.0	53.0	131.8	0.0	0.0
	耐震	土木	・共通	実施設計	1.5	1.9	1.9							
			・流入渠および放流渠		1.2	1.4			1.4				可とう継手の設置	
		建築	・共通	実施設計	1.5	1.9	1.9							
			・非構造部材		8.0	9.3				9.3			はめ殺し窓改修 天井の耐震化	
			小計				12.2	14.5	3.8	0.0	1.4	9.3	0.0	0.0
野辺山 浄化セン ター	改築	土木	・共通	実施設計	5.8	7.0	7.0							
			・付帯設備		2.5	2.9					2.9	内部防食_樹脂製_No.1汚泥貯留槽_81F_汚泥貯留槽内		
		建築機械	・給排水・衛生・ガス設備		2.5	2.9					2.9	給排水配管_鋼管_低率_管理棟		
			・スクリーンかす設備		19.0	21.9				6.6	15.4	スクリーンユニット		
		機械	・汚泥濃縮設備		25.3	29.2				8.8	20.5	汚泥濃縮掻寄機		
			・汚泥貯留設備		4.1	4.7				1.4	3.3	No.1汚泥攪拌機		
			・負荷設備		38.7	44.7				13.4	31.3	動力制御盤		
		電気	・監視制御設備		3.8	4.4				1.3	3.1	非常通報装置 引込開閉器盤		
			・計測設備		2.8	3.2				1.0	2.3	放流流量計		
			小計				104.5	121.0	7.0	0.0	0.0	32.5	81.5	
マンホール ポンプ場 海尻処理区	改築	電気	・共通	実施設計	10.0	12.1	12.1							
			・負荷設備		35.4	40.9			12.3	28.6		MP6箇所の操作盤、取引用計器箱、水位計、非常通報装置を含む		
			・監視制御設備		11.4	13.2			4.0	9.2		MP6箇所の操作盤、取引用計器箱、水位計、非常通報装置を含む		
			・計測設備		13.8	15.9			4.8	11.2		MP6箇所の操作盤、取引用計器箱、水位計、非常通報装置を含む		
		小計				70.6	82.1	0.0	12.1	21.0	49.0	0.0	0.0	
マンホール ポンプ場 野辺山処理区	改築	電気	・共通	実施設計	0.0	0.0							海尻処理区マンホールポンプに含む	
			・負荷設備		29.5	34.1					10.2	23.9	MP5箇所の操作盤、取引用計器箱、水位計、非常通報装置を含む	
			・監視制御設備		9.5	11.0					3.3	7.7	MP5箇所の操作盤、取引用計器箱、水位計、非常通報装置を含む	
			・計測設備		11.5	13.3					4.0	9.3	MP5箇所の操作盤、取引用計器箱、水位計、非常通報装置を含む	
		小計				50.5	58.3	0.0	0.0	0.0	0.0	17.5	40.8	
合計					411.7	477.7	28	12	75	190	50	122		

(参考) 管渠の更新需要について

将来、管渠の更新時期が到来すると多額の更新費用が発生します。仮に更新時期を実際の使用可能期間として法定耐用年数の1.5倍の年数と設定して更新費用を試算した場合には2070年度前後に更新需要のピークを迎え、最大で年間4億円近い財源が必要になります。財政負担と業務量の平準化を図るべく、前倒して計画的に更新していく必要があります。



(5) 組織の見通し

現在、職員は下水道業務担当と水道業務担当に分かれていますが、実質的に上下水道を相互に連携して運営することで間接業務経費を削減しています。

また、施設運転維持管理業務の民間委託などにより効率的な運営を行っています。

最低限の人員で運営をしています。民間委託の範囲や可能性について検討していきます。

3. 経営の基本方針

南牧村は、長野県の東端に位置し、標高 1,000m～1,500mの高低差の激しい地域からなり、高原野菜を主産業とした農業や酪農が盛んです。この自然環境や水環境を後世に残すため、平成3年度に農業集落排水、平成6年度に特定環境保全公共下水道、平成9年度にコミュニティ・プラント事業をそれぞれ着手いたしました。また、並行して下水道の区域外については浄化槽設置事業を進めてまいりました。

利用者である住民の皆様の利便性や快適性を持続していくため、以下の基本方針のもとに今後とも適切な生活排水施設の機能維持と下水道事業の持続的な運営を行い、良好な水と資源の循環を目指します。

(1) 基本方針

河川の汚濁防止と快適な居住環境の確保に向けて下水道事業を推進します。

① 施設・設備の適正な維持管理

ストックマネジメント計画を策定し、順次機器更新を行うなど、下水道施設・設備の適正な維持管理及び耐震化を推進し適切な下水処理を図ります。

② 下水道への接続促進

下水道区域内の下水道への接続を促進します。

③ 積極的な情報公開

常に新しく有益な情報をホームページ等によりお伝えすることなどにより、環境に関する生活排水との関連性について住民の皆様と認識を高めます。

④ バイオマスの推進

バイオマスの地産地消を進めます。

(2) 効率化・経営健全化のための取り組み方針

① 維持管理の合理化

処理施設の更新に当たってはライフサイクルコストを勘案し施設の統廃合の可能性も排除せずに合理化策を検討していきます。

② 間接業務の合理化

これまでも料金の収納業務を上下水道合わせて行うなど間接業務の合理化に取り組んできましたが、その他の間接業務についても引き続き合理化を目指します。

③ 収納対策

滞納防止策として、納期限が経過した使用料は速やかに督促をおこない徴収を図ります。

④ 料金水準の見直し

令和5（2023）年度までに公営企業会計を適用し、適正な原価を把握したうえであるべき料金水準について検討を行います。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（１） 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）は、末尾別紙様式第２号参照

（２） 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

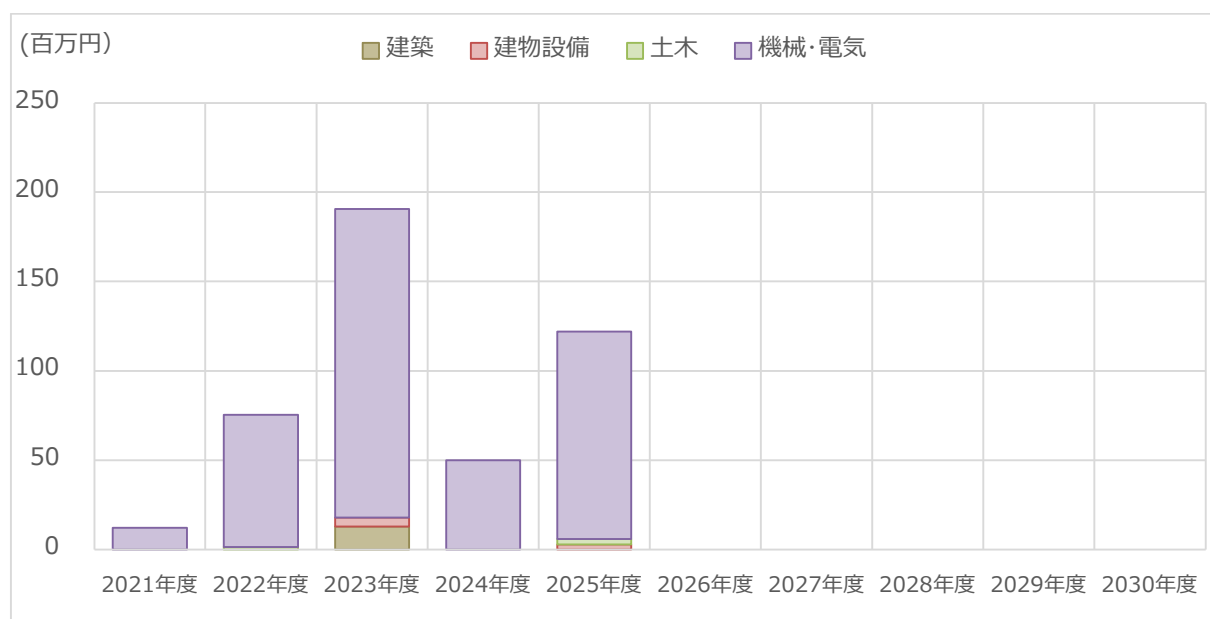
① 収支計画のうち投資についての説明

ストックマネジメント事業及び海尻浄化センター耐震診断事業の結果に基づいた更新投資を行います。事業費は令和７（2025）年度までに約４億８千万円（うち、約２.８千万円は令和２年度に実施）の見込みです。

年度別投資額

（単位：千円）

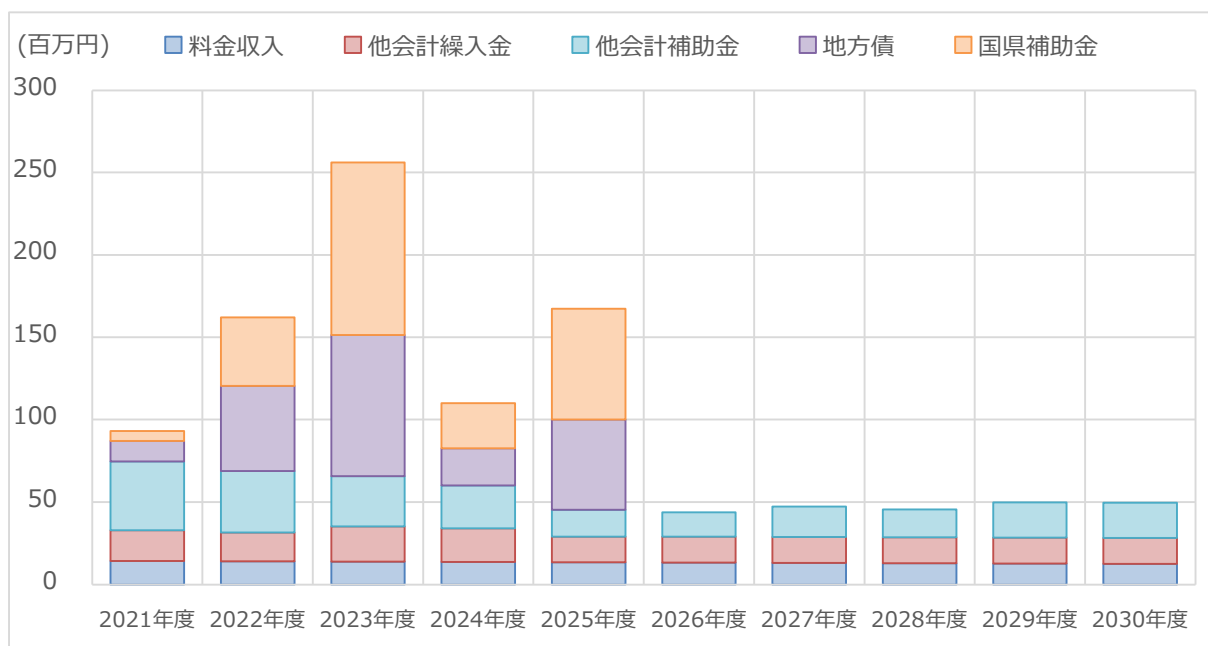
年度	建築	建物設備	土木	機械・電気	合計
2021	-	-	-	12,100	12,100
2022	-	-	1,400	74,000	75,400
2023	12,900	4,900	-	172,700	190,500
2024	-	-	-	50,000	50,000
2025	-	2,900	2,900	116,200	122,000
2026	-	-	-	-	-
2027	-	-	-	-	-
2028	-	-	-	-	-
2029	-	-	-	-	-
2030	-	-	-	-	-



② 収支計画のうち財源についての説明

計画期間の財源の見込は以下のとおりです。

建設改良費の財源は、国庫補助金と地方債の発行を想定し、経常的な支出の財源は、使用料収入の他に一般会計からの繰入金による収入を想定しています。



ア 使用料収入

人口の減少に伴い使用料収入も減少していくことが見込まれますが、今回の収支計画では料金の改定は織り込んでいません。しかし、現状、使用料収入で回収できている污水处理原価は処理原価総額の20%程度、維持管理費に対しても50%程度に留まっています。一般会計繰入金で污水处理原価の大部分を補てんしている状況は、下水道事業の運営が一般会計の財政状況に依存していることになり下水道事業を永続して運営する観点からは望ましい状況とはいえません。今後、財政状態及び経営状況、污水处理原価などの把握に努め、利用者への情報開示を通して適正な使用料水準を検討していきます。

イ 他会計繰入・補助金

不足する財源については、一般会計からの繰入金で補てんすることを予定しています。

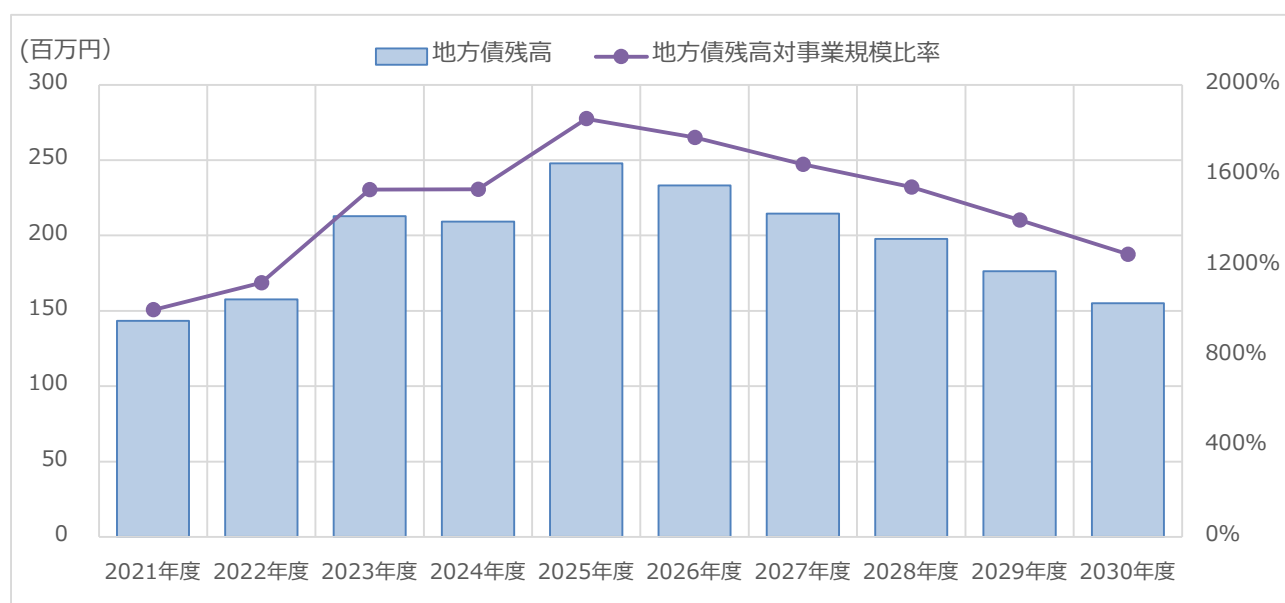
ウ 国庫補助金

国の補助制度の活用によって建設改良費のうち概ね50%の財源を確保する予定です。

エ 地方債

更新投資の財源、及び令和5(2023)年度までに求められている地方公営企業法適用への対応費用の財源として地方債の発行を予定しています。建設改良費の財源のうち50%を地方債によって確保します。地方債の償還方法は元利均等償還、償還期間15年(うち、据置期間3年)、利率は固定金利の0.5%としています。地方公営企業法対応のための財源は大部分を地方債によって確保します。地方債の償還方法は元利均等償還、償還期間10年(うち、据置期間2年)、

利率は固定金利の0.5%としています。地方債の残高は、新規の発行により令和2（2020）年度の残高から増加し、令和12（2030）年度には約1.5億円になる見込みです。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

支払利息については、令和元（2019）年度までに借入れた企業債の支払利息を算出の上、令和2（2020）年度以降の企業債借入による支払利息増加分を合算して算出しています。

その他の経費については、地方公営企業法適用（公営企業化）のための費用として令和2～5（2023）年度で約32百万円を想定し、そのほかの費用については必要最低限の額として、令和元年度の実績を参考に同水準が続くと想定しました。

（3） 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資計画についての考え方・検討状況

ア 災害対応への取り組み

災害発生時を想定して被害想定を行い、必要に応じて重要施設の耐震化を行っていきます。

また、避難所の簡易トイレ整備やBCP策定などソフト対策を含む総合的な対策を検討します。

イ 更新工事の合理化

道路改良事業、水道事業等他工事との連携強化や同時・一括施工、新システムの採用等により工事費の抑制に努めます。

また、施設の更新時には、他の団体との共同処理の可能性も検討し、また更新する施設の処理能力についても将来の需要動向も踏まえて検討し、過剰な設備投資とならないように努めます。

② 財源についての検討

ア あるべき料金水準の検討

経営状況を公表し村民の皆様のご理解を得ながら、使用料の適正な水準について定期的に検討を行い、必要に応じて料金改定を行い健全な経営に努めます。

イ 滞納対策

現在発生している未収金については、引き続き督促状の発送や催告書の発送、電話での催促や戸別訪問等によってその解消に努めます。

③ 投資以外の経費の検討

ア バイオマスの利活用

南牧村の生活排水施設系から発生する汚泥（バイオマス）は、産業廃棄物としてコンポスト利用するほか、県外のセメント工場へ搬出され利用されているものの、処理に係る経費が経営にとって大きな負担となっています。バイオマス利活用へ向けた更なるコスト削減を図るとともに、バイオマスの活用用途の拡大を目指します。

イ 人員数の検討

人員数については、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業を一体として効率的な運営を行うことで、既に最小限に削減してきており、これ以上削減すると事業の継続が困難な状況です。

ウ 経営基盤の向上対策

決算状況の公開や分析により、経営状況の的確な把握を行い、適正な収支バランスの確保に努めます。

エ 公営企業会計の適用

特定環境保全公共下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上のために、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握をすることを目指します。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、5年に一度を目安として見直し（ローリング）を行います。

見直しにおいては、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を反映していくこととします。

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画（収支計画）

		年 度	R1	R2										
区 分			前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	本年度 令和3年度 2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	37,004	39,168	32,990	31,466	35,327	33,976	29,025	29,019	28,770	28,597	28,425	28,330
		(1) 営 業 収 益 (B)	14,383	14,541	14,311	14,080	13,909	13,662	13,452	13,243	13,069	12,824	12,636	12,448
		ア 料 金 収 入	14,339	14,486	14,256	14,025	13,854	13,607	13,397	13,188	13,014	12,769	12,581	12,393
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	44	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
		(2) 営 業 外 収 益	22,621	24,627	18,678	17,386	21,418	20,314	15,572	15,776	15,701	15,772	15,789	15,882
		ア 他 会 計 繰 入 金	22,621	24,627	18,678	17,386	21,418	20,314	15,572	15,776	15,701	15,772	15,789	15,882
		イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	37,013	42,574	39,285	49,253	35,301	34,032	29,036	28,985	28,765	28,572	28,440	28,284
		(1) 営 業 費 用	28,809	35,947	34,207	45,667	32,777	32,162	27,664	27,609	27,564	27,500	27,451	27,402
		ア 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	28,809	35,947	34,207	45,667	32,777	32,162	27,664	27,609	27,564	27,500	27,451	27,402
		(2) 営 業 外 費 用	8,204	6,627	5,078	3,586	2,524	1,870	1,372	1,376	1,201	1,072	989	882
		ア 支 払 利 息	8,204	6,627	5,078	3,586	2,524	1,870	1,372	1,376	1,201	1,072	989	882
		イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 9	△ 3,406	△ 6,296	△ 17,787	26	△ 56	△ 12	34	5	24	△ 15	46
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	58,720	76,935	60,098	130,606	220,883	76,110	138,284	14,785	18,547	16,866	21,401	21,355
		(1) 地 方 債	1,200	17,660	12,320	51,740	85,700	22,500	54,900	0	0	0	0	0
		イ うち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	50,670	42,375	41,778	37,396	30,413	26,110	16,284	14,785	18,547	16,866	21,401	21,355
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国（都道府県）補助金	6,850	16,900	6,000	41,470	104,770	27,500	67,100	0	0	0	0	0
	資 本 的 支 出	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2 資 本 的 支 出 (G)	55,720	76,275	53,878	112,796	220,913	76,110	138,284	14,785	18,547	16,866	21,401	21,355
		(1) 建 設 改 良 費	14,933	33,900	12,100	75,400	190,500	50,000	122,000	0	0	0	0	0
		イ うち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	40,787	42,375	41,778	37,396	30,413	26,110	16,284	14,785	18,547	16,866	21,401	21,355
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	3,000	660	6,220	17,810	△ 30	0	0	0	0	0	0	0
		収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2,991	△ 2,746	△ 76	23	△ 4	△ 56	△ 12	34	5	24	△ 15	46
		積 立 金 (K)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年度からの繰越金 (L)	659	3,650	904	829	852	848	793	781	815	821	845	830
		前年度繰上充用金 (M)												
		形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,650	904	829	852	848	793	781	815	821	845	830	877

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画（収支計画）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	本年度 令和3年度 2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)		3,000											
実 質 収 支	黒 字 (P)	650	904	829	852	848	793	781	815	821	845	830	877
	(N)-(O) 赤 字 (Q)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 （ $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ ）													
収益的収支比率（ $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ ）		47.6%	46.1%	40.7%	36.3%	53.8%	56.5%	64.0%	66.3%	60.8%	62.9%	57.0%	57.1%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		14,383	14,541	14,311	14,080	13,909	13,662	13,452	13,243	13,069	12,824	12,636	12,448
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)		14,383	14,541	14,311	14,080	13,909	13,662	13,452	13,243	13,069	12,824	12,636	12,448
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 (T) / (V) ×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)		197,458	172,743	143,285	157,629	212,916	209,306	247,922	233,137	214,590	197,724	176,324	154,968

○他会計繰入金

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	本年度 令和3年度 2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
収 益 的 収 支 分		22,621	24,627	18,678	17,386	21,418	20,314	15,572	15,776	15,701	15,772	15,789	15,882
	うち基準内繰入金	8,204	6,627	5,078	3,586	2,524	1,870	1,372	1,376	1,201	1,072	989	882
	うち基準外繰入金	14,417	18,000	13,600	13,800	18,894	18,444	14,200	14,400	14,500	14,700	14,800	15,000
資 本 的 収 支 分		50,670	42,375	41,778	37,396	30,413	26,110	16,284	14,785	18,547	16,866	21,401	21,355
	うち基準内繰入金	40,787	42,375	41,778	37,396	30,413	26,110	16,284	14,785	18,547	16,866	21,401	21,355
	うち基準外繰入金	9,883	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		73,291	67,002	60,456	54,782	51,830	46,424	31,856	30,561	34,247	32,638	37,190	37,237

経営比較分析表（平成30年度決算）

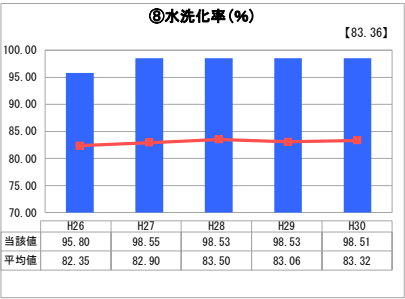
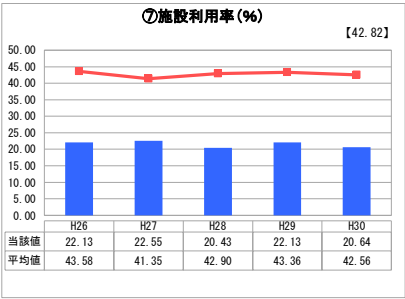
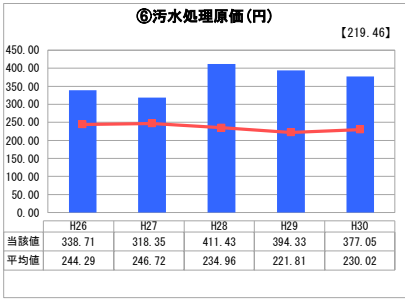
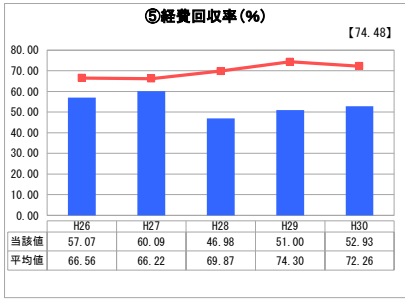
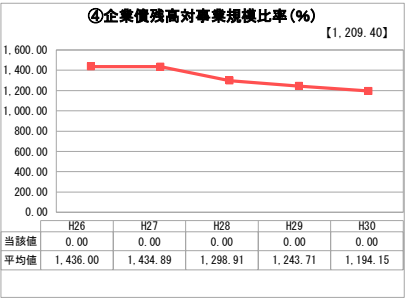
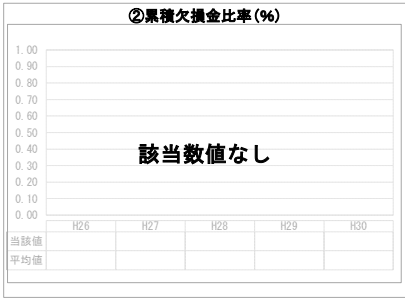
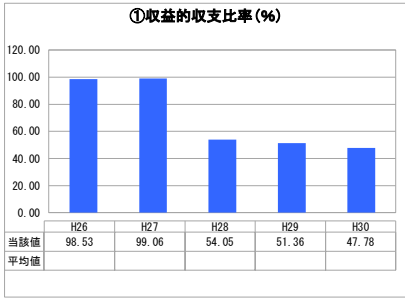
長野県 南牧村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	22.37	100.00	4,728

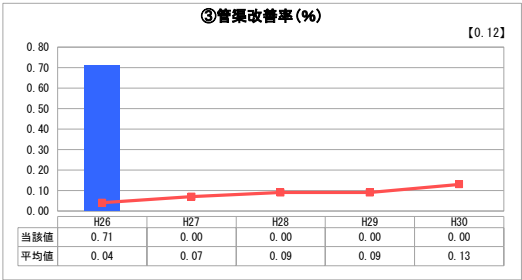
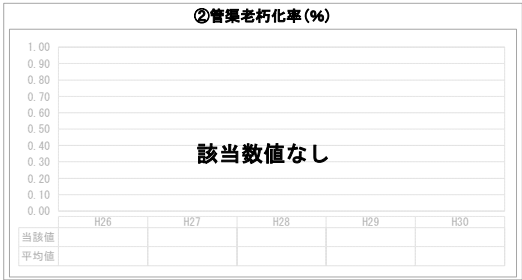
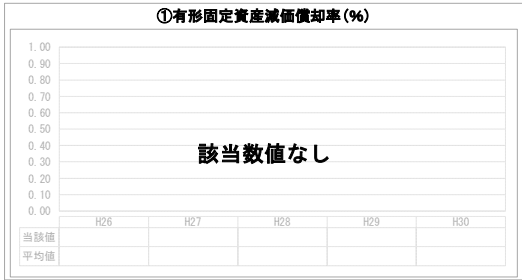
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,125	133.09	23.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
738	0.46	1,604.35

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支については、100%を大幅に下回っており、使用料のみで総費用を賄うことができません。一般会計からの繰入金に頼っている。経営の健全性については、費用の削減等の経営改善を図る必要がある。

企業債残高については、類似団体平均を下回っているものの、今後更新等を行っていく予定もあるため増加する可能性がある。

経費回収率については、全国平均、類似団体平均ともに下回っており、使用料収入以外の収入により賄われている。下水道料金の改定は令和元年度に行うものの、大幅に値上げすることできないことや処理人口の減少による減収のため、今後も厳しい状況が見込まれる。

汚水処理原価については、平均を上回っており、前年度と比べると減少はしているものの、経営の安定化のためには維持管理や投資の効率化を行い経営改善を図る必要がある。

施設利用率については、通年を通して低い傾向にある。今後、状況も見ながら統合なども視野に入れて検討していく必要がある。

水洗化については、高い水準を保ってきている。今後も未接続世帯に向けて推進を行っていく。

2. 老朽化の状況について

供用開始から20年以上が経過しており、更新や故障箇所が出てきているものの、大規模修繕には取り掛かることができていない。

管渠については、塩ビ管であるため早急な対応はまだ必要ないと考えている。

全体総括

平成30年度よりストックマネジメント計画の調査を開始しており、今後更新事業等の検討を行っているところである。調査結果によっては、規模の縮小や近隣施設との統廃合等も視野に入れ検討していく必要がある。

今後、公営企業への移行にあたり、安定した経営が維持できるよう事業を進めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。